（第3種郵便物認可）　10.7.29　東京

当事者の声聞き法整備

障害者制度改革推進へ

障害者政策の抜本的改革を進める政府は先月末、「障害者制度改革の推進のための基本的な方向」を閣議決定した。当事者らでつくる「障がい者制度改革推進会議」の提言を「最大限に尊重」（菅直人首相）した。制度化へ向け、これからが本番だ。（飯田克志）

「基本的な方向」は、国連の障害者権利条約の理念に基づき、「障害」は「社会の在り方との関係によって生じる」と明示。その上で、制度の谷間のない、必要な支援の提供▽障害を理由とした差別のない社会づくり―を目的とした。

障害者に関する三つの基本的な法の整備と、雇用や教育など個別の課題と改善点を中心にまとめられ、改革の工程表も示した＝図。

障害者基本法は、障害の定義を見直し、障害者行政を監視するモニタリング機関を新設するよう、二〇一一年の通常国会へ改正案を提出することを明記した。障害者総合福祉法は、廃止が決まった障害者自立支援法に代わる法、障害者差別禁止法（仮称）も新法だ。

労働・雇用、教育、医療、所得保障など十一分野、三十一項目の課題については、改革の方向性とタイムスケジュールを一部盛り込んだ。例えば、医療費は所得に応じて費用を負担する応能負担の方向で、一一年内に結論▽教育は、障害の有無にかかわらず共に学ぶ「インクルーシブ教育」の理念を踏まえ、本年度内に制度の基本方針を出す―などだ。

障害者制度改革の主な工程表

	第2次意見取りまとめ（年内） 2010年	2011年	2012年	2013年
障害者基本法抜本改正	推進会議で検討 →	政府が法案提出 →	次期障害者基本計画決定（12月目途）	
障害者差別禁止法（仮称）	差別禁止部会で検討（夏以降に設置） →			政府が法案提出
障害者総合福祉法（仮称）	総合福祉部会で4月から検討 →		政府が法案提出 →	8月までの施行

「基本的な方向」閣議決定

推進会議と各省庁 連携が実現の力に

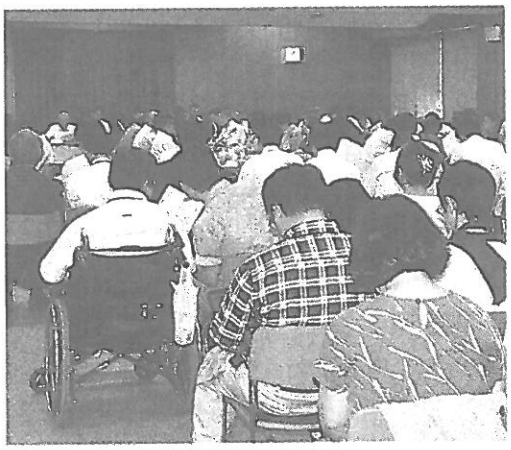

文部科学省や教育団体へのヒアリングがあった障がい者制度改革推進会議＝東京・霞が関で

この「基本的な方向」の土台となった第一次意見をまとめた推進会議は、障害のある人の「私たち抜きで、私たちのことを決めないで」という思いを実現させて設置された。

今年一月から、障害者団体や省庁へのヒアリングを含め、計十四回の会議で議論してきた。メンバーはオブザーバーを含め二十六人。毎回、事前に各メンバーが論点ごとに意見書を提出しているが、会議では多くの意見が出て、三十分以上の延長が恒例化している。

「みなさん言いたいことが、たまりにたまっていた」と、障害者問題に取り組んできた弁護士の東俊裕・推進会議担当室長は話す。

推進会議は法整備以外にも、現行の自立支援法の対象外となって苦しんでいる難病患者らへの支援策を来年度予算に反映するよう求めるなど、当面必要な要望も内閣に提出した。

引き続き障害者基本法改正案を議論し、年内に第二次意見をまとめる。障害者総合福祉法案を議論する部会をすでに四月に設置し、今夏以降に障害者差別禁止法案を検討する部会も設置する。

全国各地域で公聴会も開く。制度改革の肉付け作業が本格化する。

◇

各関係省庁は具体的な施策化・制度化に取り組む。文部科学省は今月二十日、中央教育審議会に、障害者の教育制度について検討する「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」を設置した。

推進会議と各省庁が密接に連携していくことが、改革を実現する大きな鍵となる。推進会議議長代理で、日本障害者協議会の藤井克徳常務理事は、「菅首相には、（第一次意見は）ダイヤモンドの原石みたいなものと申し上げた。各省庁がどう制度改革の処方せんにするかによって磨かれる」と話した。